

田布施町空家等対策の推進に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び田布施町空家等対策の推進に関する条例(平成27年田布施町条例第28号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第6条に規定する管理不適切空家等に係る情報の提供は、管理不適切空家等情報提供書(様式第1号)によるものとする。

2 町は、前項の情報の提供に基づき、管理不適切空家等管理台帳(様式第2号)を作成する。

(立入調査)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書(様式第3号)により行う。

2 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証(様式第4号)とする。

(特定空家の認定、通知等)

第4条 法第2条第2項の規定による特定空家等であるか否かの判断は、前条に規定する調査を実施した上、特定空家等判断基準表(様式第5号)により行う。

2 町長は、前項に規定する判断基準表により、特定空家であると判断した場合は、条例第8条第1項に規定する田布施町特定空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の意見を聴き、協議会において当該空家等が特定空家等であると認めるときは、当該特定空家等の所有者等(空家等の所有者又は管理者をいう。以下同じ。)に特定空家等該当通知書(様式第6号)により通知するものとする。ただし、所在不明等で当該所有者等に確知することができないときは、この限りでない。

3 町長は、前項の通知等により、特定空家等の状態が改善され、特定空家等に該当しなくなったと認めるときは、その旨を特定空家等状態改善通知書(様式第7号)により当該所有者等に通知する。

(助言又は指導)

第5条 法第14条第1項の規定による助言(以下「助言」という。)は、原則、口頭により行う。

2 前項の助言にもかかわらず特定空家等の状態に改善が認められないとき、又は助言ができないときは、同項の規定による指導を指導書(様式第8号)により行う。

(勧告)

第6条 法第14条第2項の規定による勧告を行うときは、あらかじめ協議会の意見を聴き、勧告書(様式第9号)により行う。

(命令)

第7条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書(様式第10号)により行う。

2 法第14条第4項の規定による通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第11号)とする。

3 前項の通知を受けて、意見書及び自己に有利な証拠を提出しようとする者又はその代理人(代理人である資格を書面により証する者に限る。)は、当該通知書の交付を受けた日から14日以内に、命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第12号)により意見書及び自己に有利な証拠を提出するものとする。ただし、法第14条第5項の規定により命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書(様式第13号)により意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うこと

を請求する場合は、この限りでない。

4 法第14条第7項の規定による通知は、命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書（様式第14号）により行うものとし、田布施町公告式条例（昭和30年田布施町条例第3号）に規定する公示の方法及び町のホームページへの掲載により行う。

5 法第14条第11項の標識は、標識（様式第15号）により行うものとし、同項の国土交通省*令・総務省令に規定するその他の適切な方法は、田布施町公告式条例により行う公示の方法とする。

（代執行）

第8条 町長は、法第14条第9項に規定する代執行（以下「代執行」という。）をしようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

2 代執行を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第16号）により行う。

3 町長は、前項の戒告書を受けた者が指定の期限までにその義務を履行しない場合で、再度の戒告を行わないときは、代執行をなすべき時期等を代執行令書（様式第17号）により前項の戒告書を受けた者に通知するものとする。

4 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき執行責任者証（様式第18号）を携帯し、関係人の要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

5 非常の場合又は危険切迫の場合において、法第14条第3項の規定による命令に係る措置の内容の急速な実施について緊急の必要があり、第2項及び第3項に規定する手続をとる暇がないときは、行政代執行法第3条第3項の規定により、その手続を経ないで代執行をすることができる。

（略式代執行）

第9条 法第14条第10項の規定による公告は、田布施町公告式条例に規定する公示の方法及び町のホームページへの掲載により行うほか、その公示及び掲載をした旨を官報に掲載するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

管理不適切空家等情報提供書

年 月 日

（宛先） 田布施町長

住所
氏名
電話番号

次のとおり、管理不適切空家等に関する情報を提供します。

空家等の所在地	
空家等の所有者等	建築物等：
	その敷地：
空家等となった時期	年 月 頃
空家等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている状況（管理の状況）：	

様式第2号（第2条関係）

管理不適切空家等管理台帳

受付番号		情報受付日	年 月 日
所在地	田布施町		
所有者等	フリガナ		電話
	氏 名		
	住 所		
空家等の概要	用途	専用住宅・共同住宅・店舗兼住宅・店舗 その他（ ）	
	構造	木造・軽量鉄骨造・鉄骨造・RC・その他（ ）	
	階数	平屋・（ ）階建	
空家等の状態	特定空家等以外		
	特定空家等	<ul style="list-style-type: none"> ・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 ・そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 ・適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 ・その他周辺の生活環境を保全するために放置することが不適切である状態 	
助言等の状況	年月日	実施内容	
	年 月 日	法第12条の助言	
	年 月 日	規則第4条第1項の通知（該当通知）	
	年 月 日	法第14条第1項の助言	
	年 月 日	法第14条第1項の指導	
	年 月 日	法第14条第2項の勧告	
	年 月 日	法第14条第4項の命令事前通知	
	年 月 日	法第14条第3項の命令	
	年 月 日		
	年 月 日	規則第4条第2項の通知（改善通知）	
備 考			

特定空家等判断基準表

1 倒壊等著しく保安上危険

項目		調査項目	判断基準	方法	CH	判断
(1) 倒壊	イ 著しい傾斜	不同沈下(建物変形含む)	地盤の不同沈下 又は屋根等の上下方向の一様でない変形	目視		□ 該当
		柱傾斜(2階以上の階のみ傾斜も同様)	1/20超	下げ振り		
	ロ 構造耐力上主要な部分の損傷等 (イ)基礎及び土台基	基礎損傷	ひび割れ(幅0.3mm以上)が5箇所以上 又は基礎を分断する亀裂、変形若しくは破損	クラックスケール		□ 該当
		基礎と土台等ずれ	基礎幅より土台等がはみ出す程のずれ、 脱落又は遊離(浮き)	目視		
		土台等の腐食又は蟻害	構造体の著しい断面欠損(断面過半) 又は緊結金物(アンカーボルト類)の腐食	目視		
	ロ 構造耐力上主要な部分の損傷等 (ロ)柱、梁、筋かい、柱と梁の接合等	柱・梁・筋かい損傷(2箇所以上)	ひび割れ(幅0.3mm以上)が5箇所以上 又は部材を分断する亀裂、変形若しくは破損	クラックスケール		□ 該当
柱・梁仕口ずれ(2箇所以上)		仕口に隙間が開く程のずれ、 又は仕口めり込み若しくはたわみ	目視			
		柱・梁の腐食又は蟻害	構造体の著しい断面欠損(断面過半)	目視		

項目		調査項目	判断基準	方法	CH	判断
(2) 脱落、飛散等	イ 屋根ふき材、庇又は軒	屋根不陸	棟又は軒の変形又は陥没	目視		□ 該当
		屋根ふき材剥離	屋根ふき材のずれ、破損〔割れ〕又は落下	目視		
		軒状態	野地板又は垂木が腐朽や欠損	目視		
		雨どい状態 ※無い場合は省く	垂れ下がり又は落下	目視		
	ロ 外壁(湿式) ※湿式壁ない場合は省く	モルタル、土壁、 タイル・仕上状態	仕上材の剥離(浮き) ※地盤面から1.0m以上の部分	打診棒		□ 該当
		モルタル、土壁、 タイル1下地状態	仕上材が剥落し下地が露出	目視		
	ロ 外壁(乾式) ※乾式壁ない場合は省く	木、金属、サイ ディング仕上状態	仕上板の目地部ずれ又は釘打部浮き上がり ※地盤面から1.0m以上の部分	目視		□ 該当
		木、金属、サイ ディング下地状態	仕上板の剥落、腐朽又は破損し下地が露出	目視		
	ハ 看板、給湯設備、屋上 水槽等(アンテナ、室外機 含む)	据付状態	転倒、脱落又は傾斜	目視		□ 該当
		支持部分接合状態	支持金物又は支線が腐食し、破断し、 又は遊離している	目視		
		仕上材料状態(看板 以外は省く)	剥離又は破損	目視		
	ニ 屋外階段又はバルコ ニー(ベランダ含む)	建付状態	傾斜	目視		□ 該当
構成部材(柱・梁・ 床・屋根・手摺等)		部材の腐食、破損又は脱落	目視			
ホ 門又は塀(柵含む)	建付状態	傾斜	目視		□ 該当	
	損傷	ひび割れ(幅0.3mm以上)が5箇所以上 又は部材を分断する亀裂、変形若しくは破損	クラックスケール			

項目		調査項目	判断基準	方法	CH	判断
(3) 衛生上有害等	立木等	イ 立木等が空家を覆う	立木等による空家覆われ状態	壁面が敷地外から見えない	目視	□ 該当
		ロ 枝等が敷地外(道路等を除く)にはみ出している	枝等の敷地外へのはみ出し状態	敷地外に50cm以上はみ出している	目視	□ 該当
	窓	窓ガラスが割れて防災上危険	窓ガラスの破損状態	歩行等部分の境界から50cm以内の場所にある窓ガラスが割れている	目視	□ 該当
	出入口	地上階の出入り可能な場所が施錠されていない	施錠の状態	出入り口が破損等により施錠することが困難	目視	□ 該当

2 コメント

特記	判断基準表に記載されていない項目で特に必要な事項を記載	
----	-----------------------------	--

調査結果	特定空家に該当	無	※ 原則として、特定空家等判断基準表により、明らかに該当と判断した項目がいずれか三つ以上ある場合に特定空家等と判断するが、社会通念上妥当性を欠く場合は「検討」とする。 ※ CH項目のすべてに該当する場合に、それぞれの項目に該当と判断する。
		検討	
		有	

様式第4号（第3条関係）

立入調査実施通知書

第 号
年 月 日

様

田 布 施 町 長 印

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第3条の規定により、空家等（居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物等及びその敷地をいいます。）の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとされています。

あなた（相続人である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等について、法第14条第1項から第3項までの規定の実施に必要なため、下記のとおり法第9条第2項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知します。

については、所有者等の立会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に下記まで連絡してください。

なお、空家等の所有等又は状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

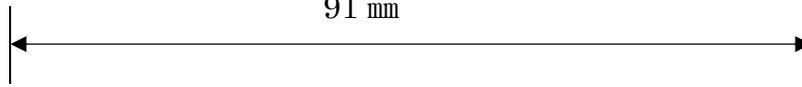
1 空家等の住所及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 空家等の状態 (立入調査の理由)	
3 立入調査日	本通知書が到達した日の翌日から起算して5日を超えた日（立会いが可能な場合は町と協議して定めた日）
4 立入職員の所属及び連絡先	

※ この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

様式第5号（第3条関係）

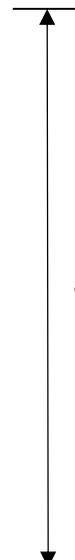
（表）

91 mm



立 入 調 査 員 証	
所 属	
氏 名	
生年月日	
(写真)	上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査に従事する職員であることを証明する。
	年 月 日（ 年 月 日まで有効）
	田 布 施 町 長 印

55 mm



（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（立入調査等）

第9条 略

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第6号（第4条関係）

特定空家等該当通知書

第 年 月 日 号

様

田 布 施 町 長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められますので、その旨を通知します。

空家等の状態が改善されない場合は、法第14条第1項の助言又は指導を行うこととなります。改善方法等についての情報の提供等が必要な場合は、下記まで連絡してください。

なお、所有者等については、法に基づき町で調査いたしました。あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合は、下記までにご連絡いただくとともに、その旨を証する書類の写しを提出ください。連絡及び書類の写しの提出がない場合は、あなた（複数の方が所有者等となる場合があります。）を所有者等とし、情報提供、助言等を行います。

また、空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置をされている場合は、下記まで連絡してください。

記

1 空家等の住所及び 所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 空家等の状態 (特定空家等と認め られる理由)	

3 所有者等の氏名及び住所	建築物等	
	その敷地	
4 所有者等と判断した理由		(1) 不動産登記情報による登記名義人 (2) 前号の相続人 (3) その他 ()
5 担当及び連絡先		

様式第7号（第4条関係）

特定空家等状態改善通知書

第 号
年 月 日

様

田 布 施 町 長



あなた（相続人である場合を含みます。）が所有又は管理する下記の空家等は、空家等の状態が改善され、法第2条第2項の特定空家等でないと認められますので、その旨を通知します。

今後、法に基づき家屋等を適切に管理していただきますよう、お願いいたします。

記

1 空家等の住所及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 特定空家等でないと認めた日	年 月 日
3 特定空家等でないと認められる理由	
4 担当及び連絡先	

様式第8号（第5条関係）

指 導 書

第 号
年 月 日

様

田 布 施 町 長



あなたが所有又は管理する下記の特定空家等については、特定空家等の状態が改善されていないため、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第14条第1項の規定に基づき指導します。

また、本通知により指導をしたにもかかわらず、当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第14条第2項の規定により勧告を行うことがあります。当該勧告をした場合は、特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなりますので、申し添えます。

なお、履行期限までに措置を行った場合は、下記担当まで連絡してください。

記

1 特定空家等住所 及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 所有者等の住所及 び氏名	
3 特定空家等の状態	
4 指導事項	

5 履行期限	年 月 日
6 指導の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

様式第9号（第6条関係）

勸告書

第 号
年 月 日

様

田布施町長



あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、法第14条第1項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の指導書により対策をとるよう指導をしてきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条2項の規定に基づき勧告します。

記

1 特定空家等住所及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 所有者等の住所及び氏名	
3 勧告に係る措置の内容	
4 勧告に至った事由	
5 措置の期限	年 月 日
6 勧告の責任者等及び連絡先	責任者 担当 連絡先

備考

- 1 措置の期限までに、勧告に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当に報

告すること。

- 2 措置の期限までに、正当な理由がなくて勧告に係る措置の内容をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 特定空家等の敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第10号（第7条関係）

命 令 書

第 号
年 月 日

様

田 布 施 町 長



あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、法第14条第2項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の勧告をし、また、法第14条第4項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書により命令を行う旨の事前通知をしましたが、現在に至っても通知した措置がなされていませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを、法第14条第3項の規定に基づき命令します。

記

1 特定空家等住所及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命令に係る事前の通知に対する意見等の有無	有 ・ 無
4 命令に係る措置の内容	
5 命ずるに至った事由	
6 措置の期限	年 月 日

7 命令の責任者等及び 連絡先	責任者 担当 連絡先
--------------------	------------------

教示

- 1 措置の期限までに、命令に係る措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告すること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 措置の期限までに、措置の内容を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、田布施町長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田布施町を被告として（訴訟において田布施町を代表する者は、田布施町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第11号（第7条関係）

命令に係る事前の通知書

第 号
年 月 日

様

田 布 施 町 長



あなたが所有又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第2条第2項の特定空家等に該当すると認められたため、法第14条第2項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 特定空家等住所及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 所有者等の住所及び氏名	
3 命じようとする措置の内容	
4 命ずるに至った事由	
5 意見書の提出期限	年 月 日（記載日が、本通知の交付を受けた日から13日以内となるときは、本通知の交付を受けた日から14日以内の日とする。）

6 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先	送付先 担 当 連絡先
--------------------------	-------------------

※ 命じようする措置の内容を実施した場合は、遅滞なく担当まで報告すること。

様式第12号（第7条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見書

年 月 日

（宛先） 田布施町長

提出者 住所
氏名 ㊟
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、
下記のとおり意見及び自己に有利な証拠を提出します。

記

1 特定空家等住所 及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 所有者等の住所及 び氏名	
3 命令に係る事前の通 知に対する意見	
4 自己に有利な証拠の 提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付してください。
- 3 代理人が提出する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様式第13号（第7条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書

年 月 日

（宛先） 田布施町

提出者 住所
氏名 ④
電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して、
下記のとおり意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

記

1 特定空家等住所 及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 所有者等の住所及 び氏名	
3 意見の聴取に出席し ようとする者の氏名、 住所及び連絡先	

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください

様式第14号（第7条関係）

命令に係る事前の通知に対する意見聴取通知書

年 月 日

様

田 布 施 町 長



年 月 日付け 第 号の命令に係る事前の通知書に対して
年 月 日付け命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」といいます。）第14条第6項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、法第14条第7項の規定によりその旨を通知します。なお、同項の規定により公告していることを申し添えます。

また、法第14条第8項の規定により、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1 特定空家等住所 及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 所有者等の住所及 び氏名	
3 命じようとする措置 の内容	
4 聴取の期日及び場所	

様式第15号（第7条関係）

標 識

下記の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け 第 号の命令書により、命ぜられています。

記

1 特定空家等住所 及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町
2 命令に係る措置の内 容	
3 命ずるに至った事由	
4 措置の期限	
5 命令の責任者等及び 連絡先	責任者 担当 連絡先

様式第16号（第8条関係）

戒 告 書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

田 布 施 町 長



あなたが所有又は管理する下記の特定空家等に対し、 年 月 日付け
第 号の命令書により措置をとるよう命じました。この命令を下記の履行期
限までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第
127号）第14条第9項の規定に基づき、下記の特定空家等に対する措置を執行いた
しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその
旨を戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから
徴収します。また、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき
あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が
生じても、町は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等住所 及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町 (用 途) (構 造) (規 模)
2 所有者等の住所及び 氏名	
3 命令に係る措置の内 容	

4 履行期限	年 月 日
5 担当課及び連絡先	担当課 連絡先

教示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、田布施町長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田布施町を被告として（訴訟において田布施町を代表する者は、田布施町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

代 執 行 令 書

第 年 月 日
号 日

様

田 布 施 町 長



あなたが所有又は管理する下記の特定空家等に対し、 年 月 日付け
第 号の戒告書により措置をとるよう戒告しましたが、履行期限までに義務
が履行されませんでしたので空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第
127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政
代執行法（昭和23年法律第43号第3条第2項）の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから
徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、
町は、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 特定空家等住所 及び所在地	(住 所) 田布施町 (所在地) 田布施町 (用 途) (構 造) (規 模)
2 所有者等の住所及び 氏名	
3 代執行に係る措置の 内容	

4 代執行の時期	年 月 日から 年 月 日まで
5 執行責任者	担当課 連絡先
6 代執行に要する費用の概算見積額	約 円

備考

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、田布施町長に対して審査請求をすることができます。

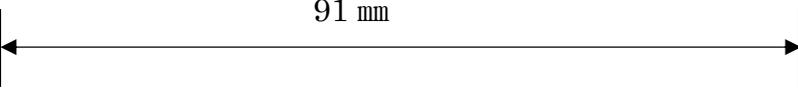
この処分については、審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、田布施町を被告として（訴訟において田布施町を代表する者は、田布施町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由がない限り、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第18号（第8条関係）

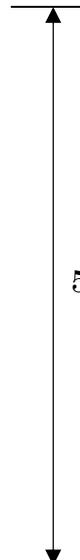
（表）

91 mm



執 行 責 任 者 証	
所 属	
(写真)	氏 名
	年 月 日
	上記の者は、下記の行政代執行の執行 責任者であることを証明する。
	年 月 日
	田布施町長 印
1. 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号） 記載の特定空家等に対する措置	
2. 代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日まで	

55 mm



（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）
（特定空家等に対する措置）
第14条 略
2～8 略
9 市長村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行していても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～15 略

行政代執行法（抜粋）
第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。